

## 神戸町創業支援事業補助金交付要綱

平成29年4月1日

告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の産業振興及び活性化を図るため、新たに法人や個人事業主として事業を開始する者（以下「創業者」という。）に対して、神戸町創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、個人事業主として新たに事業を開始する者

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し事業を開始する者

(2) 個人事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当する個人をいう。

(3) 法人 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

イ 会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

(4) 創業の日 個人事業主にあつては開業の日を、法人にあつては法人設立の日をいう。

(5) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。

(6) 認定特定創業支援事業等 創業支援事業計画に位置付けられた認定連携創業支援事業者が実施する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 個人事業主にあつては、創業の日までに町内に事業所を有していること。
  - イ 会社の代表者にあつては、創業の日までに町内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (3) 神戸町商工会に入会すること。
- (4) 認定特定創業支援事業等の「経営・財務・人材育成・販路開拓」の各事業について、継続的に4回以上、かつ1か月以上支援を受けた上で作成した適切な事業計画を有していること。
- (5) 補助金の交付を受けようとする者がこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 町内において当該年度内に新規事業を行う者又は創業の日から6か月未満の者。
- (7) 創業後、3年以上事業を継続する意志がある者。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象とはしない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制される業種及びこれに類する業種又は消費者に著しく不利益を与える事業を営む者
- (2) 第三者が営んでいた事業を承継して行う事業を営む者
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係にある者。
- (5) その他町長が適当でないと認める事業を営む者  
(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、交付決定日以降当該年度内に要した経費の

うち次に掲げるものとする。

- (1) 設備費
- (2) 事業用車両
- (3) 調査委託費
- (4) 広報費
- (5) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

2 補助金の額は、補助の対象となる経費の2分の1以内の額（その額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、神戸町創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（補助対象経費に係るもの）
- (3) 町税の納付状況を確認できる書類（完納証明書等）
- (4) 交付申請者の住民基本台帳法に基づく住民票の写し
- (5) 補助対象経費の内訳を説明する書類（見積書等）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容等を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、神戸町創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、神戸町創業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は申請日の属する年度の末

日のいずれか早い日までに神戸町創業支援事業補助金交付実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書（補助対象経費に係るもの）
- (3) 事業に係る経費の支払を証明する書類（領収書等）
- (4) 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業主の場合に限る。）
- (5) 登記事項証明書の写し（法人登記している場合に限る。）
- (6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）
- (7) 補助対象事業の完成写真
- (8) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、神戸町創業支援事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定による交付決定者は、神戸町創業支援事業補助金交付請求書（様式第6号）により町長へ補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (3) 交付決定日の翌日から起算して、3年以内に廃業又は町外へ移転したとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている

ときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告)

第12条 交付決定者は、補助事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について町長が報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに実績報告がなされた費用及び奨励金の返還等の必要が生じた場合の手続きについては、同日後もなおその効力を有する。

付 則 (平成31年告示第4号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年告示第15号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年告示第77号)

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

付 則 (令和4年告示第28号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年告示第75号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和8年告示第25号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。